

南知多町週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善及び将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、建設業の週休2日制の導入を促進することを目的に必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事着手日 現場に継続的に常駐した最初の日をいう。
- (2) 工事完成日 現場の作業が完了した日をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。
 - ア 夏季休暇（3日間）
 - イ 年末年始休暇（6日間）
 - ウ 工場製作のみの期間
 - エ 工事事務等による不稼働期間
 - オ 測量や現場事務所を設置といった準備作業
 - カ 屋外や敷地周辺の片付け
 - キ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）
- (4) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（天候（降雨・積雪等）により閉所した日を含む。）をいう。なお、分離発注された工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場

作業が無い状態については、各発注工事単位で休工として取り扱うものとする。

(5) 休日取得率 対象期間の日数に対して休工とした日数の割合をいう。

(6) 4週8休以上 休日取得率が28.5%(8日/28日)以上であることをいう。

(対象工事)

第3条 南知多町が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

(1) 著しく施工期間が短い工事(施工必要日数が5日以内の工事)

(2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

(3) 緊急の応急復旧工事

(4) 第9条に規定する補正を行う前の当初設計金額が200万円以下の工事

(5) その他発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事

(週休2日制工事の形式等)

第4条 週休2日制工事の形式は、次のとおりとする。なお、毎週土曜日は、休工とするよう努めること。

(1) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月ごとにおいて4週8休以上であることをいう。

(2) 通期の週休2日 対象期間において4週8休以上であることをいう。

(取組内容)

第5条 工事の発注者及び受注者が取り組むべき内容は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書の(施工条件の明示)において、次のことを明示する。

ア 週休2日制工事であること

イ 第2条(3)キに該当する非対象期間を設定する場合はその内容

(2) 工事名の末尾に「(週休2日)」を明記する。

(3) 受注者は、週休2日制工事である旨を工事看板に明示する等、週休2日制工事の見える化を図る。

(4) 監督員は、週休2日制工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

(5) 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、受注者は、これに協力すること。

(6) 監督員は、次のことに留意すること。

ア 休工の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう既存の書類の活用に努めること。

イ 休工日の前日等に、休工中の作業が発生するような指示等行わないようにすること。

ウ 一つの工事現場において、各工程の適正な施工期間を考慮し、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。

エ 工事を一時中止とする等の非対象期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議すること。

オ 統括安全衛生責任者を選任している工事の場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休工日となる場合の体制について必要な調整を行うこと。

(休工の確認の方法)

第6条 休工の確認方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）を提出するまでに、週休2日取得計画が分かるようにカレンダー形式の計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出するものとし、監督員は、これを確認する。

(2) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間等の非対象期間を受注者と協議により決定する。

(3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう休工の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

(4) 監督員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く）が生じた場合には、その都度休工の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、休工の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(5) 受注者は、毎月5日（5日が休日の場合は、翌営業日）までに、工事打合簿により前月の実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

(6) 受注者は、監督員による休工の状況の確認のため最終的な休日取得率が確認できるものを監督員に提出する

(工事成績評定)

第7条 週休2日制工事においては、月単位の週休2日を達成した場合、工事成績評定表の「職場環境・イメージアップ」において評価する。

2 月単位の週休2日を達成しない場合であっても工事成績の減点を行わない。

(取組証の発行)

第8条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が取組証の発行を希望する場合は、受注者は、工期の末日までに申し出ること。

2 前項の規定により受注者から申し出があった場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。

(週休2日取得に要する費用の計上)

第9条 対象工事における休工状況に応じ、各経費に次の補正係数を乗じるものとする。

ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

休工状況の適用区分	月単位の週休2日	通期の週休2日	通期の週休2日未満
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00
備考			
1 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、労務費にのみ補正係数を乗じる。			
2 市場単価の補正対象及び補正係数は別表1のとおりとする。			
3 土木工事の標準単価の補正対象及び補正係数は別表2のとおりとする。			

2 補正係数による補正方法の適用については、次のとおりとする。

(1) 発注者は当初設計にて、第1項の表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。

(2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、受注者は、休工状況に応じて通期の週休2日又は通期の週休2日未満の区分の補正係数に変更する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

取組証について（様式1）

第 号

年 月 日

様

南知多町長



週休2日制工事取組証

工事名	
路線等の名称	
工事場所	
契約締結日	年 月 日
契約金額※	金 円
工期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完了年月日	年 月 日
本工事の業種	
休日取得率	%

※契約金額に変更があった場合は、変更後の契約金額を記載する。

別表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表 2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剝落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地 設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

参考資料1 月単位の週休2日工事における休日取得率の算出方法

- ・対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、全ての月ごとにおいて休工率28.5%以上取得した場合、達成とする。
- ただし、暦上の土曜日、日曜日及び祝日の休工では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日及び祝日の合計日数

日	月	火	水	木	金	土
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日 工事 着手日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日
●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日
休工		←	夏季休暇	→		休工
●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日
休工						休工
●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日
休工						休工
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日
休工						休工
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日
休工						休工
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日
休工						休工
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日 工事 完成日	△月4日
休工						

⇒ 評価対象外

このケースの場合、
全ての月で達成しているため

月単位の週休2日達成

1月目 (●月10日～●月30日)
→ 6休工日 ÷ 対象期間18日 = 33.3% ≥ 28.5%

4週8休 (28.5%以上) → 達成

非対象期間としてカウント

2月目 (○月1日～○月30日)
→ 8休工日 ÷ 対象期間30日 = 26.6% ≤ 28.5%

対象期間内の土日祝日は8日 = 8休工日 → 達成

3月目 (△月1日～△月3日)
→ 0休工日 ÷ 対象期間3日 = 0% ≤ 28.5%

対象期間内の土日祝日は0日 = 0休工日 → 達成

参考資料2 通期の週休2日工事における休日取得率の算出方法

(□：工事実施日)

日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考	
準備期間 ←			工事着手 □	□	□	休工	4	1		
休工	□	□	振替休工 ←	□	□	□	7	2		
□	発注者が非対象とする		作業を実施する期間	□	□	休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。	
休工	□	休工(祝日)	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。	
□	□	□	□	□	□	休工	7	1		
休工	□	振替休工	□	休工(祝日)	□	休工	7	4		
休工	□	□	□	□	雨天休工 ←	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。	
休工	□	□	□	□	□	□	7	1		
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		
休工	□	□	□	工事完成 □	→ 後片付け期間		5	1		
休日取得率							56	17	休暇取得率 = 30.3% (小数点第2位切捨て)	
工事成績評定							休日取得率 = 30.3% ≥ 28.5% ⇒ 通期の週休2日達成			